

オープン教材を育てよう！ ー再編集と再配布の手引きー

produced by

大山晃誠 S・Y 平野瑞己



目次

はじめに

＊この教材の学習目標を確認しよう！

プレテスト

1章 パブリックドメインとオープンライセンス

＊基本的な概念を理解しよう！

＊他人の著作物の利用方法を知ろう！

2章 オープン教材とその実例

＊オープン教材の定義を確認しよう！

＊実際のオープン教材を見てみよう！

確認テスト

3章 オープン教材の再編集

＊実際にオープン教材を編集してみよう！

＊注意事項をおさらいしよう！

おわりに

問題・テストの解答

オープンエデュケーションを知っていますか？

OCW

MOOC

OER

↑これらの用語を聞いたことがありますか？

- ❑ オープンエデュケーションとは以下のような取り組みのことを指すのでした。

「オープンエデュケーションとは、教育のオープン化を意味します。
近年では、インターネットのような情報通信技術を活用し、
より多くの人に教育機会を提供する活動を指す概念となっています。」

(北海道大学オープンエデュケーションセンター)

- ❑ そしてオープンエデュケーションの目標の一つである「教育コンテンツのオープン化」を実現するための手段として、

大学の講義などを一般に公開するオープンコースウェア(OCW)

ウェブ上で受講できる講義を提供する大規模オンライン公開講座(MOOC)

自由な修正や改変が認められた教材であるオープン教材(OER)

などがあるのでしたね。

- ❑ 理解が曖昧だった方はぜひ復習しなおしてからこの教材に戻ってきてください。

こう思ったことはありませんか？

塾のアルバイトのために、
既存の教材をベースに
新しい教材を用意したいな...

他人の教材を元にして作った教材を
インターネット上にアップしたいけど
著作権的に大丈夫かな...

こんな時にも役に立つのがオープン教材です。

ただし、オープン教材を改変、再配布するにはパブリック・ドメインや
オープンライセンスの知識が必要になります。

▣ この教材では次のことを目標とします。

- ☑ パブリックドメインやオープンライセンス、オープン教材についての基本的な知識問題に答えられるようになる
 - ☑ これらの知識を生かして、自分で教材の再編集・再配布ができるようになる
- ▣ まずはこの教材でどんなことが学べるか知るために、次のページのプレテストで力試しをしてみましょう。
- ▣ 解けなくても大丈夫です。学習が終わった後でもう一度同じ問題を解いてもらいます（確認テスト）。

プレテスト(1/2)

(1)空欄を埋めましょう。

オープン教材を改変・再配布するときには著作権に注意しなければならない。著作権の無効な著作物は(1.)という領域に属し、許諾を得ずとも自由に利用・改変・再配布できる。

一方で、著作権が存在しても一定範囲での自由な利用・改変・再配布を認めている著作物もある。このように与えられる利用許諾のことを(2.)という。例として、4つの記号の組み合わせで6種類のライセンスを表示する(3.)ライセンス(CCライセンス)がある。

教育を誰でも自由に受けられることを目指すオープンエデュケーションの運動の一環として、(4.)(OER)と呼ばれる教材がある。その定義は、(5.)か(6.)でかつ誰もが自由に無料で5Rの活動を行うことが認められた教材のことである。5Rとは(7.)、(8.)、(9.)、合併(Remix)、(10.)を指す。

プレテスト(2/2)

(2)次の文の正誤を判定しましょう。

- ① パブリックドメインに属する著作物であれば、商用利用も含め自由に複製・改変し再配布してよい。
- ② 「CC0」の付与は自発的な著作権放棄を表す。
- ③ 著作権は気象データの数値のような事実や法令にも発生する。
- ④ オープンライセンスの著作物は著作権を気にせずに、自由に利用・改変・複製・再配布ができる。
- ⑤ 教材に右の図のCCライセンスが付与されている場合、塾のアルバイトで教材として利用したり、改変したりすることはできない。
- ⑥ 有料のオンライン講義動画はオープン教材ではない。



Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

1章 パブリックドメインとオープンライセンス

- それでは実際に学習を始めていきましょう。オープン教材に携わるときにまず押さえておきたいのが著作権についての知識です。
- 一般的には他人の著作物を無断で無制限に利用することはできませんが、**特定の場合には条件を満たすことで他人の著作物を許諾を得ずに利用することができます。**
- この章では**パブリックドメイン**や**オープンライセンス**、**クリエイティブ・コモンズ**などの概念や仕組みについて知ることで、他人の著作物をどのような場合にどのような方法で利用することができるのかを理解しましょう。

☑ パブリックドメイン(public domain)

公衆の自由利用が可能な著作物が属する領域。この領域に属する著作物には著作権が発生していない(または著作権が消滅している)。

- パブリックドメインに属している著作物には著作権が発生していないため、誰もが許諾を得ずに、商用利用も含め、自由に入手、複製、改変、再配布などの利用をすることができます。

- ❑ 例えば以下のような著作物はパブリックドメインに属していて、自由に利用することができます。
- ❑ 後述するCC0などを著作物に付与することによって、著作者が自ら著作権を放棄することができることも確認しておきましょう。

著作権保護期間が終了した著作物

青空文庫 (<https://www.aozora.gr.jp/>) で
公開されている作品

Google Books (<https://books.google.co.jp/>) で
全文公開されている書籍

著作者によって著作権が自発的に放棄された著作物



Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

CC0(後述)が付与された著作物

著作権が付与されない著作物



憲法や法令



歴史的事実やデータ



著作権を有さない
作者による作品
(サルの自撮りなど)

オープンライセンスについて

オープン ライセンス



誰でも自由な 利用許諾契約



誰でも”自由”とは??

入手・利用・改変・再配布のうち
全部または一部が可能なこと。

パブリックドメインとの相違点

- ・著作者に対して著作権が存在する。
- ・利用可能範囲の条件が指定されている。
ex) 利用時に著作者名を記載、改変禁止などが存在する

- 数あるオープンライセンスの内の一つがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスです。

☑ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)

非営利組織クリエイティブ・コモンズが提供するオープンライセンスの一種。

- 著作権者は目的に合ったCCライセンスを選択して自らの作品に付与することで、容易に他人による作品の利用(の一部)を許可する意思の表明をすることができます。



Creative Commons Japan(CC BY 4.0)

▲自らの著作物にCCライセンスを付与することで、通常の著作物とパブリックドメインに属する著作物の中間の権利を主張することができる

CCライセンスを構成する条件は4種類



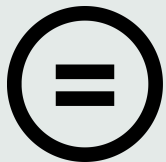
表示(BY)

作品のクレジットを
表示すること



非営利(NC)

営利目的での利用を
しないこと



改変禁止(ND)

元の作品の改変を
しないこと



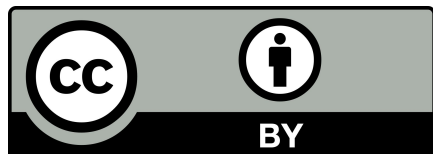
継承(SA)

元の作品と同じ組み合わせの
CCライセンスで公開すること

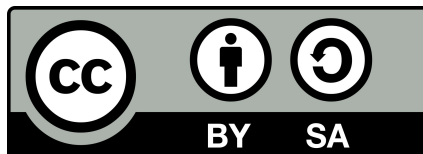
Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

これらを組み合わせて、6種類のCCライセンスができます。

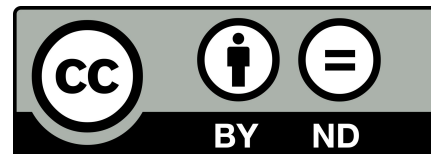
定義されている6つのCCライセンス



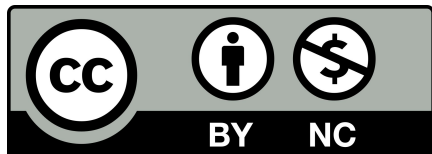
CC BY
表示



CC BY-SA
表示-継承



CC BY-ND
表示-改変禁止



CC BY-NC
表示-非営利



CC BY-NC-SA
表示-非営利-継承



CC BY-NC-ND
表示-非営利-改変禁止

- 上の6つに加えて、作品の著作権を完全に放棄することを表明するためのCC0というツールも存在しています。



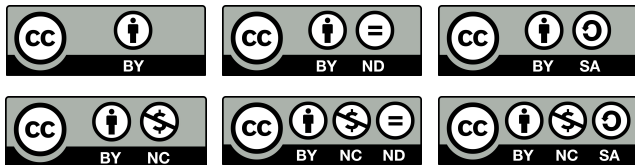
パブリックドメイン



自由に利用可能

オープンライセンス

クリエイティブ・コモンズ



条件付きで
自由に利用可能

その他のオープンライセンス

Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

② この教材自体はどのようなライセンスのもとで公開されているだろうか？

💡 この教材の最後のページをみてみよう。

▶解答は巻末

- ▣ 前章ではオープン教材の仕組みを理解するために必要となる知識を身につけました。
- ▣ この章では前章で学んだ概念を用いてオープン教材の定義を再確認するとともに、オープン教材の具体例にどのようなものがあるのかを見ていきましょう。
- ▣ **オープン教材**または**オープン教育資源**(OER : open educational resources)を定義する仕方は様々ですが、ここではアメリカの教育学者デビッド・ウィレイらによる定義をみてみましょう。

☑ オープン教材

(Wiley and Green, 2016)

オープンライセンスが付与されているかパブリックドメインに属している教材であり、誰もが無料でアクセスでき、誰もが無料で5Rの活動を行うことができるもの

- ウィレイらの定義の中に出てくる**5R**とは、以下の5つの利用の仕方を指します。

5R

(Wiley, 2014)

- Retain : コンテンツのコピーを作成し、所持し、管理する
- Reuse : コンテンツを様々な方法で利用する
- Revise : コンテンツそのものを改変、修正する
- Remix : コンテンツを他のコンテンツと組み合わせて新しいものをつくる
- Redistribute : コンテンツのコピーやその改変物を他人と共有する

- パブリックドメインに属している著作物に関しては5Rを自由に行うことができる一方で、ある著作物がオープンライセンスのもとで公開されているからと言って必ずしも5Rの全てが許可されているわけではないことに注意しましょう。

- ❑ では実際のオープン教材がどのようなものであるか、具体例をいくつかみてみましょう。
- ❑ まずはオープン教材を共有、検索、評価するためのプラットフォームである **OER Commons** にアクセスしてみましょう。検索窓にキーワードを入力することで様々なオープン教材にたどり着くことができます。

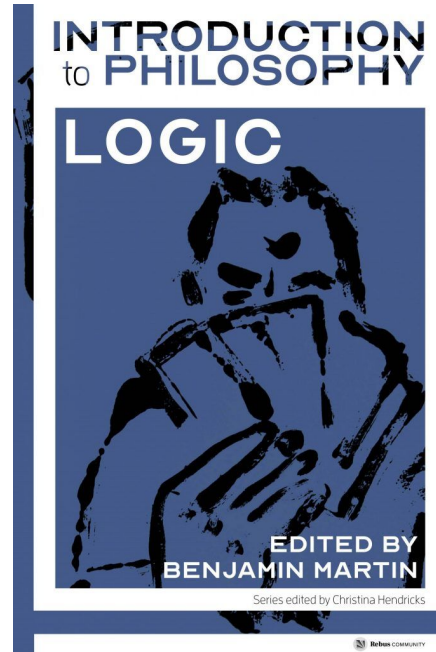
⇒ OER Commons

<https://oercommons.org/>



出典 OER Commons. (n.d). *OER Commons*. Retrieved September 14, 2025, from <https://oercommons.org/>

- 例えば[こちら](#)は論理学についてのある入門的な教科書についてのOER Commonsのページですが、下の方までスクロールするとライセンスとしてCC BYが付与されていることがわかります。CC BYのもとでは自由に5Rの活動を行うことができるため、この教科書はちゃんとオープン教材としての条件を満たしていることがわかります。
- OER Commonsには教科書以外にも様々な形態の教材が掲載されています。どのような教材が、どのようなライセンスのもとで公開されているか、いくつか調べてみましょう。



CC BYの下で公開されている
論理学の教科書

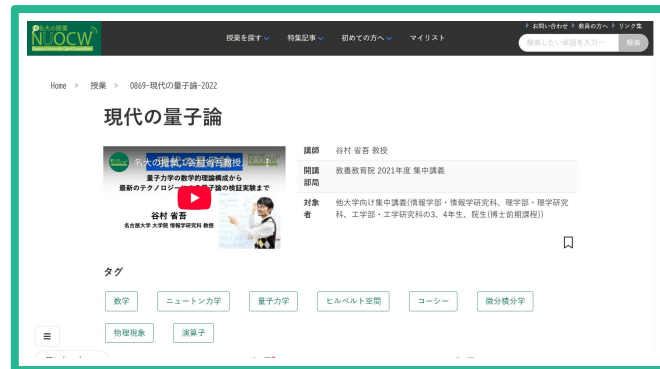
Bahram Assadian; Matthew Knachel; Cassiano Terra Rodrigues; Michael Shaffer; Nathan Smith; Benjamin Martin; and Christina Hendricks (CC BY 4.0)

- ❑ 他の事例として、オープンエデュケーションの取り組みの一つであるOCWの中にもオープン教材を見出すことができます。
- ❑ 日本の各大学が展開するOCWのコンテンツは以下のサイトから横断的に検索することができます。

⇔ オープン教育資源(OER)検索サービス

<https://search.oejapan.org/>

- ❑ 例えば[こちら](#)は名古屋大学のOCWの取り組みである「名大の授業」で公開されている『現代の量子論』の講義ページです。講義ビデオや講義資料、課題などがCC BY-NC-SAのもとで公開されていることがわかります。



©2022 谷村省吾 (名大の授業)

<https://ocw.nagoya-u.jp/courses/0869-%E7%8F%BE%E4%BB%A3%E3%81%AE%E9%87%8F%E5%AD%90%E8%AB%96-2022/>

- 各大学のOCWの全てのコンテンツに対して自由に5Rの活動ができるわけではありませんが、講義ビデオや講義資料の全部が5R活動を許可する形で公開されているものについてはオープン教材と呼ぶことができます。



▲教育コンテンツのオープン化運動におけるオープン教材の立ち位置。オープン教材とOCWの取り組みには重なりがある。

2章-まとめ

オープン教材

誰もが無料でアクセスでき、誰もが自由に5Rの活動に従事できる教材

例：パブリックドメインに属する教材、CC BYが付与された教材など

① クリエイティブ・コモンズの6つのライセンスのうち、オープン教材に付与することが不適当なものはどれ？

💡 オープン教材の必要条件の一つは5Rの活動ができること。
5Rを許可していないライセンスはどれだろうか？

② 金沢工業大学の[KIT数学ナビゲーション](#)には数学を学習するときに役立つ様々な情報がまとめられている。このサイトはオープン教材といえるだろうか？

💡 ページ下部の利用規約を読んでみよう

確認テスト(1/2)

(1)空欄を埋めましょう。

オープン教材を改変・再配布するときには著作権に注意しなければならない。著作権の無効な著作物は(1.)という領域に属し、許諾を得ずとも自由に利用・改変・再配布できる。

一方で、著作権が存在しても一定範囲での自由な利用・改変・再配布を認めている著作物もある。このように与えられる利用許諾のことを(2.)という。例として、4つの記号の組み合わせで6種類のライセンスを表示する(3.)ライセンス(CCライセンス)がある。

教育を誰でも自由に受けられることを目指すオープンエデュケーションの運動の一環として、(4.)(OER)と呼ばれる教材がある。その定義は、(5.)か(6.)でかつ誰もが自由に無料で5Rの活動を行うことが認められた教材のことである。5Rとは(7.)、(8.)、(9.)、合併(Remix)、(10.)を指す。

確認テスト(2/2)

(2)次の文の正誤を判定しましょう。

- ① パブリックドメインに属する著作物であれば、商用利用も含め自由に複製・改変し再配布してよい。
- ② 「CC0」の付与は自発的な著作権放棄を表す。
- ③ 著作権は気象データの数値のような事実や法令にも発生する。
- ④ オープンライセンスの著作物は著作権を気にせずに、自由に利用・改変・複製・再配布ができる。
- ⑤ 教材に右の図のCCライセンスが付与されている場合、塾のアルバイトで教材として利用したり、改変したりすることはできない。
- ⑥ 有料のオンライン講義動画はオープン教材ではない。



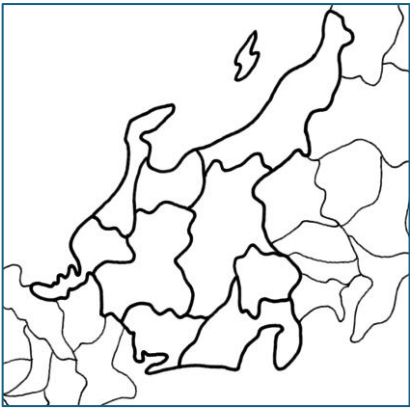
Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

3章 オープン教材の再編集

- ▣ 1章と2章でオープン教材を扱うのに必要最低限の知識を身につけました。
- ▣ この章では応用編として、オープン教材を再編集する際に気をつけなければならないことを問題を解きながら一つずつ確認することで知識をより確かなものにすることを目指します。
- ▣ 次のページには、とある教材(ワークシート)が載せられています。
- ▣ この教材を再編集して利用する際にはどのようなことに気をつける必要があるでしょうか。以下の問題に答えてみましょう。

都道府県ワークシート - 中部地方編

- ① 地図帳を使って都道府県の名前と
都道府県庁所在地の名前を調べて下の表に書こう。
- ② それぞれの都道府県について、有名なものや
あなたが知っていることを表に書き入れよう。
- ③ 表に何を書いたかを友達と教え合おう。



	都道府県名	有名なもの・知っていること
	都道府県庁所在地	
		
		
		
		
		
		
		
		
		

▣ 次の設定のもとで以下の6つの問題に答えましょう。

- ▣ あなたは小学校の先生です。
- ▣ 社会科の授業で用いる教材を探していたところ、インターネットで「都道府県ワークシート - 中部地方編」(前ページ)を見つけました。
- ▣ 他の地方についての教材は見つからなかったため、あなたはこの教材の図や文言を差し替えて使うことにしました。

Q1

この教材のタイトルおよび制作者を答えよ。

A1

タイトル：都道府県ワークシート - 中部地方編

制作者：平野瑞己

Q2

この教材はパブリックドメインに属しているか、オープンライセンスのもとで公開されているか、あるいはそれ以外か答えよ。

また、特定のオープンライセンスのもとで公開されている場合はどのようなライセンスが付与されているかも答えよ。

A2

CC BY-NC-SAというオープンライセンスのもとで公開されている。

教材末尾にCC BY-NC-SAのもとで公開されていることが示されている。

Q3

この教材に対して、ウィレイが定義した5Rの活動を自由に行うことができるか、答えよ。

A3

できる。

CC BY-NC-SAのライセンスは非営利目的での5Rの活動を許可している。
このライセンスの意味については1-6ページを参照。
5Rについては2-2ページを参照。

Q4

この教材はオープン教材であるといえるか。
ウィレイのオープン教材の定義に即して答えよ。

A4

いえる。

オープン教材の定義については2-1ページを参照。
この教材は無料でアクセスすることができ、
かつ自由に5Rの活動を行うことができるためオープン教材である。

Q5

あなたは教材を一部編集して新たな教材を作成することにした。
作成した教材に必ず記さなければならないものは何か。
もとの教材のライセンスにCC BYの要件が含まれていることを踏まえて答えよ。

A5

作者の名前や著作物のタイトルなどのクレジット。

BYは著作権者の情報のうち、利用可能なものを可能な限り表示することを要求する。

例えば「都道府県ワークシート - 中部地方編 © 2025 by 平野瑞己 を改変」などと記す必要がある。

Q6

あなたは作成した教材をクリエイティブ・コモンズライセンスのもとで公開することにした。

この教材に付与するクリエイティブ・コモンズライセンスとして適当なものを6つのクリエイティブ・コモンズライセンスの中から全て答えよ。

A6

CC BY-NC-SA (一つだけ)

CC SAの要件は作品を改変・変形・加工してできた作品についても、元になった作品と同じライセンスを継承させることを求める。

したがって編集した教材にもCC BY-NC-SAを付与しなければならない。

- ここまで、既存のオープン教材を実際に再編集する際に実際にはどんな点に注目すべきかについて一通り確認してきました。
- この教材をここまで進めてきたあなたには、OER Commonsなどのサイトを利用してオープン教材を見つけ出し、それを適切な方法で編集し、そしてそれを再び公開するのに十分な知識が身についています。
- 再編集や再配布を通じてオープン教材の世界を豊かにしていくことで、オープンエデュケーションという取り組み全体をより実り多いものにしていくことができるはずです。

問題の解答

1章②の答え

CC BY-NC-SA

- このライセンスのもとでは利用は非営利目的のものに限定され、また利用の際には著作権者を表示する必要がある。
- 作品を改変・加工してできた作品を頒布する際には、元の作品と同じライセンスを継承させなければならない。

2章②の答え

(1つ目) CC BY-ND および CC BY-NC-ND

- CC NDの条項(改変禁止)は5Rの活動と相容れない。

(2つ目) オープン教材といえない

- KIT数学ナビゲーションはコンテンツを紹介や引用以外の目的でウェブ上に公開する行為を禁止しているためオープン教材と呼ぶことはできない。

プレ/確認テストの解答(1/2)

オープン教材を改変・再配布するときには著作権に注意しなければならない。著作権の無効な著作物は(1. **パブリックドメイン**)という領域に属し、許諾を得ずとも自由に利用・改変・再配布できる。

一方で、著作権が存在しても一定範囲での自由な利用・改変・再配布を認めている著作物もある。このように与えられる利用許諾のことを(2. **オープンライセンス**)という。例として、4つの記号の組み合わせで6種類のライセンスを表示する(3. **クリエイティブ・コモンズ**)ライセンス(CCライセンス)がある。

教育を誰でも自由に受けられることを目指すオープンエデュケーションの運動の一環として、(4. **オープン教材/教育資源**)(OER)と呼ばれる教材がある。その定義は、(5. **オープンライセンス**)か(6. **パブリックドメイン**)でかつ誰もが自由に無料で5Rの活動を行うことが認められた教材のことである。5Rとは(7. **複製(Retain)**)、(8. **利用(Reuse)**)、(9. **改変/修正(Revise)**)、合併(Remix)、(10. **再配布(Redistribute)**)を指す。

プレ/確認テストの解答(2/2)

- ① ○ パブリックドメインに属する著作物には著作権が発生しないあるいは失効しているため、自由に利用できる。▶1-1
- ② ○ したがってCC0の付与された著作物はパブリックドメインに属する。▶1-2
- ③ × 著作権は歴史的な事実やデータなどには発生しない。▶1-2
- ④ × オープンライセンスの著作物には著作権が発生するため、許可された範囲内でのみ入手・使用・改変・再配布などができる。▶1-3
- ⑤ ○ NCにより非営利目的での利用に限定されるため塾での利用は不可能。またNDは改変禁止を表す。さらにBYにしたがって著作者の情報を示す必要がある。▶1-6
- ⑥ ○ 無料でアクセスできないものはオープン教材と呼べない。▶2-1



Image by Creative Commons(CC BY 4.0)

参考

北海道大学オープンエデュケーションセンター(https://www.open-ed.hokudai.ac.jp/about_the_center/summary.html)

パブリック・ドメイン、クリエイティブコモンズとは？ - utelecon

(<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/articles/copyright/public-domain-creative-commons-license>)

オープンライセンスとは？意味を分かりやすく解説 - IT用語辞典 e-Words

(<https://e-words.jp/w/%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%B3%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%B9.html>)

D, Wiley. (2014, March 5). *The Access Compromise and the 5th R*. improving learning.

<https://opencontent.org/blog/archives/3221>

D, Wiley & C, Green. (2016). Why Openness in Education?. In R. DeRosa (Ed), *Interdisciplinary Studies: A Connected Learning Approach*. Retrieved July 13, 2025, from <https://press.rebus.community/idsconnect/>

表示

オープン教材を育てよう！-改変と再配布の手引き- © 2025 by 大山晃誠, S・Y, 平野瑞己
is licensed under CC BY-NC-SA 4.0.

To view a copy of this license, visit

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>



この教材は東京大学教養学部2025年度Sセメスター全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習『「オープン教材」をつくろう！』にて学生が作成したものです。